

1 平日の自主返納(申請取消し)及び運転経歴証明書の申請

身体機能の低下等の理由により、運転免許を返納したい方は、ご本人の申請により運転免許を取消しすることができます。

申請できる方	○ 有効期間が残っている運転免許証をお持ちの方 ○ 有効期限が過ぎている(失効)方は、失効後5年以内に限り運転経歴証明書の交付申請ができます。 ○ 運転免許証の住所地在福島県以外の方は、福島県内に住所変更と同時に申請ができます。
申請場所	○ 福島・郡山運転免許センター ○ 福島県内の警察署及び分庁舎
申請時間等	○ 毎週月曜日から金曜日(祝日及び12/29から翌年1/3を除く) ○ 午前9時～午後0時 午後1時～午後4時 ※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。 ※ 各運転免許センターの免許更新受付時間帯 午前9時～午前9時40分 午後1時～午後1時40分 は大変混雑し、手続きに時間がかかりますのでご了承ください。
必要書類	○ 運転免許証又はマイナ免許証 両方お持ちの方はどちらもお持ちください。 ○ 運転経歴証明書を希望される方は、福島県収入証紙が必要です。 ・ 運転経歴証明書を希望する方(1,150円分) ・ マイナ経歴証明書を希望する方(900円分) ・ 運転経歴証明書とマイナ経歴証明書どちらも希望する方(1,250円分) ○ 運転免許証を紛失した方 ・ 写真1枚(縦3cm×横2.4cm、無帽、無背景、正面上三分身、撮影後6か月以内のもの) ・ 身分を確認できるもの 例 住民票、健康保険証、個人番号カード等 ※ 通知カードは不可 ○ 福島、福島北、郡山、郡山北署の本署で運転経歴証明書を申請される方は写真1枚が必要です。 (縦3cm×横2.4cm、無帽、無背景、正面上三分身、撮影後6か月以内)
その他	○ 全ての免許を取消される方は、申請当日から自動車等の運転はできませんので、当日は公共機関又は家族等による送迎により来庁してください。 ○ 運転免許の一部について取消される方は、交付手数料等が必要になることもあります。 ○ 次の方は手続きできません。 ・ 免許停止中の方又は免許停止の基準に該当している方 ・ その他手続きできない基準に該当する方 詳しくは福島・郡山運転免許センター及び警察署、分庁舎へお問い合わせください。